

## 宇都宮市で排水設備工事の事業を運営するためには

■「排水設備指定工事店」になるための指定要件は次のとおりです。

### 宇都宮市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（抜粋）

（指定工事店の要件）

第3条 指定工事店は、次の各号のいずれにも適合しているものでなければならない。

- (1)責任技術者が1人以上専属していること。
  - (2)排水設備工事の施行に必要な設備及び器材（以下「設備等」という。）を有していること。
  - (3)栃木県内に営業所があること。
  - (4)次のいずれにも該当しない者であること。
    - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
    - イ 責任技術者であった者で、下水道法（昭和33年法律第79号）に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は条例第33条の規定により過料の処分を受けた日から2年を経過しない者
    - ウ 第11条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
    - エ その業務について不正又は不誠実な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
    - オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
- 2 第11条の規定により指定を取り消された者が法人である場合において、当該法人の役員は、当該取り消しの日から2年を経過するまでの間は、個人又は別の法人の役員として指定工事店の指定を受けることができない。

以上の要件を確認の上、必要な書類をそろえて、下記に直接申し込んでください。

※ 指定を受ける際に、指定手数料として12,000円必要です。

なお、保証金などは一切必要ありません。

※ 排水設備指定工事店の指定の有効期限は、指定の日から起算して5年を経過しない年の8月31日となります。有効期限の満了に際し、引き続き指定工事店の指定を受けようとするときは、指定工事店継続指定の申請が必要になります。

（宇都宮市排水設備指定工事店の指定等に関する規程 第6条、第7条）

※ 本市では、施工技術、安全管理、市民への対応等の向上を図るため、事務連絡会を年1回実施しております。全ての事業者を対象としておりますので、ご参加下さいますようお願い致します。実施詳細は都度通知致します。

宇都宮市上下水道局工事受付センター

〒320-8543 宇都宮市河原町1番41号

TEL 028 (633) 3164

FAX 028 (633) 3427

■排水設備指定工事店登録の手続きの流れ

① 事前審査

※指定申請書の書類審査，指定要件の確認，現地調査等を行います。



② 必要書類の提出



③ 指定手数料（12,000円）の納付



④ 排水設備指定工事店の指定



⑤ 告示（一般に周知）



⑥ 指定工事店証の交付



⑦ 専属責任技術者の選任



排水設備指定工事店の登録が完了しました

(様式第1号)

# 記入例


平成 年 月 日

## 排水設備指定工事店指定申請書

( 新規 ・ 継続 )

(あて先)宇都宮市上下水道事業管理者

宇都宮市下水道条例第7条及び宇都宮市下水道条例施行規程第9条に規定する工事店の指定を受けたいので、宇都宮市排水設備指定工事店の指定等に関する規程第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者	(ふりがな) 商号(名称)  (ふりがな) 代表者氏名	うつのみやすいどうかぶしがいいしゃ 宇都宮水道株式会社  うつのみや たろう 宇都宮 太郎 (携帯電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 )	印	
	(ふりがな) 営業所所在地	〒320-0822 うつのみやし かわらまち 宇都宮市河原町1番41号  (電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇) (FAX 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		

※ 営業所所在地及び電話・FAXは、局ホームページや指定工事店名簿に掲載しますので正確な情報を記入ください。

従業員数〇名  
(代表者含む)

### 【添付書類】

- 個人としての申請の場合
  - ・住民票記載事項証明書または住民票の写し (原本)  
⇒ 3ヶ月以内に発行したもの
- 法人としての申請の場合
  - ・登記事項証明書 (原本)  
⇒ 3ヶ月以内に発行したもの

# 営業所の平面図及び付近見取図 記入例

(様式第2号)

\* 営業所の平面図 面積 ○○ m<sup>2</sup>

\* 付近見取図 ( ○○ 駅下車 バス 徒歩 ○ 分)

※ 営業所の写真(看板入りの全景, 事務室, 資材倉庫, 置き場等)を添付ください。

# 記入例

平成 年 月 日

## 専属責任技術者名簿 (新規・~~解除~~)

(あて先)宇都宮市上下水道事業管理者

指定番号 第 号

商号(名称) 宇都宮水道株式会社

代表者氏名 宇都宮 太郎

〒320-0822

営業所所在地 宇都宮市河原町1番41号

印

宇都宮市排水設備指定工事店の指定等に関する規程第3条第1項第1号の規定に基づき、専属責任技術者名簿を届出します。

ふりがな 専属責任技術者氏名	住 所	責 任 技 術 者 証	
		登 録 番 号	有 効 期 限
うつのみや たろう 宇都宮 太郎	〒320-0822 宇都宮市河原町1番41号 (携帯電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	第 〇-〇〇 号	平成〇〇年 〇月 〇日
うつのみや じろう 宇都宮 次郎	〒320-0822 宇都宮市河原町1番41号 (携帯電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	第 〇-〇〇 号	平成〇〇年 〇月 〇日
	〒 (携帯電話 - - )	第 - 号	平成 年 月 日
	〒 (携帯電話 - - )	第 - 号	平成 年 月 日
	〒 (携帯電話 - - )	第 - 号	平成 年 月 日

※ 責任技術者が1人以上専属していること。

申請時の在籍専属責任技術者数 2 名

### 【添付書類】

- 責任技術者証の写し
- 専属(パート不可)を確認できるものとして下記のうちいずれか1つ
  - ・健康保険被保険者証(国民健康保険証を除く)の写し
  - ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収証の写し
  - ・申請の前年の源泉徴収票及び申請年の給与台帳の写し

(様式第4号)

# 記入例 実務経歴書

商号(名称)	宇都宮水道株式会社	〒320-0822
代表者氏名	宇都宮 太郎	住所 宇都宮河原町1番41号
期 間	実務経験年数	実 務 経 験 の 内 容
自 28年 2月 至 28年 4月	年 2月	〇〇邸(鹿沼市) 排水設備工事
自 28年 3月 至 28年 5月	年 2月	〇〇邸(日光市) 排水設備工事
自 28年 4月 至 28年 6月	年 2月	〇〇邸(小山市) 排水設備工事
自 年 月 至 年 月	年 月	
自 年 月 至 年 月	年 月	
自 年 月 至 年 月	年 月	
自 年 月 至 年 月	年 月	
自 年 月 至 年 月	年 月	
自 年 月 至 年 月	年 月	
自 年 月 至 年 月	年 月	

## 他市町の排水設備指定工事店指定状況

市 町 名	指 定 の 期 間	備 考
鹿沼市	〇〇年 〇月 〇日 ~ 〇〇年 〇月 〇日	
日光市	〇〇年 〇月 〇日 ~ 〇〇年 〇月 〇日	
小山市	〇〇年 〇月 〇日 ~ 〇〇年 〇月 〇日	
	年 月 日 ~ 年 月 日	
	年 月 日 ~ 年 月 日	

※ 指定の期間は、当初の指定から現在までを記入ください。

(様式第5号)

# 記入例

## 誓約書

(あて先)宇都宮市上下水道事業管理者

排水設備指定工事店指定申請者及びその役員は、宇都宮市排水設備指定工事店の指定等に関する規程第3条第1項第4号のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

平成 年 月 日

(誓約者)

〒320-3822

住 所 宇都宮市河原町1番41号

商号(名称) 宇都宮水道株式会社

代表者氏名 宇都宮 太郎

印

# 記入例 機械器具調書

(あて先)宇都宮市上下水道事業管理者

※ リースの場合はその旨を明記すること。

※ 必要な機械器具は総て写真添付。

土木工事に必要な機械器具	バックホー	
	ランマー	
	スコップ	
管の切断接合に必要な機械器具	サンダー	
	パイプソー	
	パイプレンチ	
傾斜を測る機械器具	レベル	
	水平機	
運搬車両など	2tダンプ	・・・リース
	4tダンプ	・・・リース
	軽トラック	

平成 年 月 日

〒320-0822

住 所 宇都宮市河原町1番41号

商 号(名 称) 宇都宮水道株式会社

代表者 氏 名 宇都宮 太郎

印